

PRTR 届出データの推移 (平成 15 年度～26 年度把握データ)

平成 28 年 7 月



独立行政法人
製品評価技術基盤機構 (N I T E)

【はじめに】

本資料は、PRTR 制度に基づき、国から公表された平成 15 年度把握(平成 16 年度届出)～平成 26 年度把握(平成 27 年度届出)の 12 年分の届出データを、物質別・業種別・都道府県別の視点から比較したものです。

届出データには、届出件数、事業所ごとの排出量と移動量の数値や集計結果があります。平成 28 年 3 月に公表された届出データから見ると、平成 26 年度把握データは、35,573 事業所から届出されており、平成 15 年度把握データと比べ 5,541 事業所(13%)減少しています。平成 15 年度以降の事業所数の推移は、平成 19 年度までは横ばいでしたが、平成 20 年度以降減少しています。この事業所数の減少は、経済活動の影響や事業者の削減努力による排出量や取扱い物質の減少等が考えられ、同時に、その結果が排出量や移動量の届出データに反映されていると考えられます。

排出量や移動量の様々な視点からの推移を知るための資料として、また、公表された届出データの活用の一例として、幅広い関係者の皆様にご覧いただければ幸いです。

【用語、数値及びデータの取扱いについて】

(1) 図表中の用語・数値について

1) 本資料では、排出・移動の区分の化管法・法律施行令(以下「政令」という。)における名称を下記のとおり記しています。

- ・大気への排出(量)→大気排出(量)
- ・公共用水域への排出(量)→水域排出(量)
- ・当該事業所における土壌への排出(量)→土壌排出(量)
- ・当該事業所における埋立処分(量)→埋立処分(量)
- ・下水道への移動(量)→下水道移動(量)
- ・当該事業所の外への移動(量)→廃棄物移動(量)

2) 年度(4月1日～翌年3月31日までの1年間)は、特に断りがない限り、把握年度です。

図表中では元号をHに略しています(例:平成27年度→H27)。

3) 届出の件数については、「届出件数」で表記しており、「事業所の届出件数」は届出をした事業所数を、「物質の届出件数」は事業所から届出された物質の延べ数を表しています。

(2) 物質の見直しに伴うデータの扱いについて

化管法は政令改正(平成21年10月1日施行)に伴い、届出対象物質数が変更されています。以下の表に政令改正前後の物質数を示します。「継続物質」は政令改正後も届出対象である物質(完全一致、対象範囲変更を含む)を、「追加物質」は政令改正により新たに届出対象として追加された物質を、「削除物質」は政令改正により届出対象外となった物質を表しています。

	政令改正前	政令改正後		政令改正前	政令改正後	
継続物質	281	276	➔	継続物質の内訳		
削除物質	73	—		合計	281	276
追加物質	—	186		政令改正前後で完全に一致	265	265
合計	354	462		①複数の物質が1つに統合	6	2
				②1つの物質が分割	1	2
			③対象となる範囲が変更	9	7	

継続物質は、政令改正前の281物質のうち、完全に一致するのが265物質です。それ以外の16物質については、政令改正前後で、①複数の物質が1つに統合されたものと、②1つの物質が複数に分割されたもの(「鉛及びその化合物」が「鉛」と「鉛化合物」に分割されたケースのみ)、及び③対象となる範囲が変更されたもの、があります。

経年変化を示す場合、物質の数値や名称に不一致が生じますが、原則的に、①の場合は合算し、表記名称は政令改正後とし、②の場合は合算し、表記名称は鉛化合物とし、③の場合、範囲は異なるが継続していると仮定し、表記名称は政令改正後としています。

(3) 業種について

本資料では、現行の対象24業種のうち製造業を更に23業種に区分した、合計46業種について記しています。

【データの概要】

平成 15 年度から平成 26 年度の PRTR 届出データを件数別、物質別、業種別、都道府県別に整理しました。物質別の届出件数に関しては、事業所数は、平成 20 年度から減少傾向を示していますが、政令改正による追加物質の影響で、平成 22 年度以降 1 事業所当たりの平均届出物質数が 5.5 から 6.9 に増加しています。業種別に見ると、燃料小売業からの届出件数が平成 26 年度で 45%と約半分を占めており、燃料小売業であるガソリンスタンドからの届出の減少が物質別届出件数の推移に影響を与えています。

排出量合計の 90%を占める大気排出量は、継続的に減少し、平成 26 年度は平成 15 年度と比べ 108,000 トン減少しています。特にトルエンは、65,000 トン減少と減少量が最も大きくなっています。また、キシレンは 20,000 トン、塩化メチレンは 14,000 トン減少しています。トルエンの大気排出量を業種別に見ると、上位業種はどれも減少量が大きく、全体に影響を与えています。同様に、キシレンでは輸送用機械器具製造業が、塩化メチレンでは金属製品製造業や化学工業の減少が目立っています。大気排出量の減少は、主にトルエン、キシレン、塩化メチレンなどの VOC の排出量削減対策による結果と考えられます。

移動量の 99%以上を占める廃棄物移動量は、21 年度までは減少傾向を示していますが、22 年度、23 年度で増加し、24 年度以降は横ばいで推移しています。これは、追加物質の影響と 23 年度の鉄鋼業のマンガン及びその化合物とクロム及び三価クロム化合物の増加によるものです。

排出量・移動量の上位都道府県別に関しては、都道府県による業種の特徴が表れてきますが、概ね、輸送用機械器具製造業やプラスチック製品製造業でのトルエンやキシレンの減少が大きくなっています。

追加物質に着目すると、届出件数はほとんど変化がなく、平成 26 年度には 1 位の 1, 2, 4-トリメチルベンゼンと 2 位のノルマルーヘキサンで追加物質全体の 80%を占めています。この 2 物質は、ガソリンの成分であり、燃料小売業が、それぞれ 89%、92%と非常に高い割合を占めています。大気排出量は、平成 26 年度ではノルマルーヘキサンが 10,000 トン (66%) で、次いで 1, 2, 4-トリメチルベンゼンが 2,700 トン (17%)、1-ブロモプロパンが 1,200 トン (8.0%) となっています。廃棄物移動量は、平成 26 年度では塩化第二鉄が 8,600 トン (39%)、ノルマルーヘキサンが 3,700 トン (17%)、N, N-ジメチルアセトアミドが 3,400 トン (15%) となっており、上位 3 物質で 72%を占めています。

大気排出量は、平成 23 年度、24 年度合計で 1,700 トン減少しましたが、平成 25 年度には 460 トン増加し、26 年度は横ばいで推移しています。また、廃棄物移動量は年々減少しており、平成 26 年度は平成 22 年度と比べ 4,200 トン減少しています。